

非訟事件手続（１）

（前注） ここでは、非訟事件手続法第２編が適用される事件全般を対象としているが、非訟事件手続法が準用される民事調停手続及び労働審判手続は、別途検討予定である。

なお、主な非訟事件としては、非訟事件手続法第３編以下に規定がある民事非訟事件・公示催告事件・過料事件のほか、会社法第８６８条以下に規定がある会社非訟事件、借地借家法に規定がある借地非訟事件などがある。

１ インターネットを用いてする申立て等

（１） インターネットを用いてする申立て等の可否

非訟事件の手続における申立て等については、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするについて、どのように考えるか。

（説明）

現行非訟事件手続法第４２条第１項は、非訟事件の手続におけるインターネットを用いてする申立て等に関しては、現行民訴法第１３２条の１０と同様の規律を設けており、申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インターネットを用いてすることができるかとされている。

民事訴訟手続のＩＴ化においては、全ての裁判所に対する申立て等について、一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることとされており（「民事訴訟法（ＩＴ化関係）等の改正に関する要綱」第１部・第１の１）、非訟事件手続についても、これと同様に、全ての裁判所に対する申立て等について、一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることが考えられる。

ここでいう申立て等は、現行非訟事件手続法第４２条第１項の「申立て等」（非訟事件の手続における申立てその他の申述）と同じである。

なお、非訟事件手続の中には、いわゆる裁判の申立てといったものではなく、報告的なものもある。裁判所に対する報告も、その他の申述に該当し、ここでいう申立て等に整理されるものと考えられる。ただし、現行法の体系では、既に個別法において別途対応しているものがある（例えば、会社法第３０６条第５項では、検査役は、書面又は法務省令で定める電磁的記録を提供して報告しなければならないとされている。）。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

非訟事件の手續において、一定の者については、申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

例えば、民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者については、非訟事件の手續においても、インターネットを用いてしなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(注) 非訟事件手續によって裁判所が選任した者が当該非訟事件手續において裁判所に申立て等をする場合にインターネットを用いなければならないものとする事について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

申立て等がインターネットを用いてされることにより、関係者間等における情報のやりとりが円滑化・効率化されることが期待される。また、事件記録を電子化する場合には、インターネットを用いてされた申立て等については、当該申立て等に係る事件記録は自動的に電子化されることとなるが、このことは、手續の迅速化・効率化につながるものと考えられる。

このようなメリットを最大化する観点からは、可能な限り多くの申立て等がインターネットを用いてされることが望ましい。一方で、これを法令により義務付けることについては、その必要性及び許容性についての検討が必要となる。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けの範囲

(1) 民事訴訟手續においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者 (本文)

民事訴訟手續のIT化においては、委任を受けた訴訟代理人等については、申立て等はインターネットを用いてしなければならないとされた(民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱第1部・第1の3)。これは、これらの者は職務として民事訴訟手續に關与するものであるから、手續の迅速化・効率化に率先して取り組むことを期待することができ、また、一般に、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有していると考えられたこと等による。

非訟事件手續において、委任を受けた手續代理人についても、これと同様とすることが考えられる。

なお、民事訴訟手續のIT化においては、インターネットを用いて申立て等をし

なければならないとされた者についても、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由によりインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合には、書面等による申立てを行うことができることとされており、非訟事件手続においても、同様に取り扱うことが考えられる。

(2) 非訟事件手続によって裁判所が選任した者（注）

例えば、裁判所が選任した者（検査役や清算人）が当該手続に係る非訟事件手続において裁判所に申立て等を提出する場合について、申立等をインターネットによることを義務付けるとの指摘も考えられる。

ただし、インターネットを用いた申立て等に対応することができる者を選任し、そのような運用をすることを超えて、法律上、義務付ける際には、その正当化等の理由等をどのように考えるのかなどにつき検討する必要があるように思われる。

2 事件記録の電子化

- ① 非訟事件の手続の記録を電子化するために、（民事訴訟手続と同様に、）次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。
 - a 申立て等が書面により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイル（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル）に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
 - b 裁判所書記官は、aの申立て等に係る書面等のほか、非訟事件の手続において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 上記の各規律を前提としつつも、非訟事件の手続の特性を踏まえた電子化の例外に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

（説明）

1 非訟事件の記録の電子化（本文①）

現行法の下では、非訟事件の記録は、紙媒体で管理され、保管されている。

民事訴訟手続については、訴訟記録を電子化するために、本文①a及びbの規律を設けることとしており（民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱第1部・第1の2）、非訟事件手続においても、これと同様の規律とすることが考えられる。

なお、本文は、一定の場合に書面等による申立て等が残ることを前提としている。

また、電子化された事件記録の閲覧等に関する規律については、後記6で検討するこ

ととしている。

2 電子化の例外（本文②）

また、上記の各規律を設けることを前提とするとしても、非訟事件には様々な事件類型が存在し、その事件類型の特性を踏まえた電子化の例外を設けるべきとの意見も考えられる。

当事者や利害関係のある第三者によって事件記録の閲覧等がされず、かつ、書面による申立てが相当割合となることが想定される事件類型においては、紙媒体のまま記録を管理し、保管することも考えられる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについて、どのように考えるか。

（説明）

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書については、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするとしているが、非訟事件の手続においても、同様にすることが考えられる。

また、この検討に際しては、一定の例外を設けるかどうかも問題になると思われる（本文2②参照）。

4 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

(1) 当事者の期日の参加

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとするについて、どのように考えるか。

(2) 専門委員の期日における意見聴取

（いわゆる遠隔地要件を削除し、）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に非訟事件手続法第33条第1項の意見を述べさ

せることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 当事者の期日の参加 (本文(1))

現行の非訟事件手続法第47条第1項は、当事者が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者双方が現実に出頭していない場合でも、ウェブ会議・電話会議を用いて非訟事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)をすることができる」と規定している。

なお、民訴法では、口頭弁論期日、弁論準備手続期日などといった期日の種類ごとにウェブ会議・電話会議の規定を置いているが、非訟事件では、前記のとおり証拠調べを除き、期日一般につき規定を置いている。

民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱において、ウェブ会議・電話会議によって期日における手続を行う際の要件については、遠隔地の要件を削除することとされており、非訟事件においても同様の規律とすることが考えられる。

2 専門委員の期日における意見聴取 (本文(2))

また、民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱において、専門委員のウェブ会議・電話会議による手続関与についても、遠隔地の要件を削除することとされており、同様に、非訟事件手続法第33条第4項の遠隔地要件についても削除することが考えられる。

5 和解

和解調書の送達

和解を記載した調書は、送達しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

現行非訟事件手続法には、成立した和解調書を当事者に送達しなければならないとの規定はなく、当事者の送達申請によって送達することができる。

民事訴訟では、和解調書について当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとする」とされており(民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱第1部・第9の2)、非訟事件においても、同様の規律とすることが考えられる。

6 記録の閲覧

閲覧等について裁判所の許可を要する現行非訟事件手続法第32条第1項

の規律を基本的に維持し、電子化した事件記録については、当事者又は利害関係を有する者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）及び事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするところについて、どのように考えるか。

（説明）

1 非訟事件手続一般

(1) 裁判所の許可の要否

現行法上、非訟事件の事件記録の閲覧等については、裁判所の許可を要する（非訟事件手続法第32条）。裁判所の許可が必要的である点が、民事訴訟と異なる。

今般、電磁的な記録について自宅等から閲覧を可能とするとしても、裁判所の許可を要するとしている点について改正をする理由はないようにも思われ、裁判所の許可を得た上で閲覧等を行うことができるとの規律を維持することが考えられる。

(2) 電磁的記録の閲覧方法

ア 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、民事訴訟手続では、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録の閲覧等を可能とし、裁判所の端末や、インターネットを利用して自宅等の端末から、これを可能としている。

非訟事件の記録についても、同様に、最高裁判所規則で定めるところにより閲覧等を可能とし、裁判所の端末や、インターネットを利用して自宅等の端末から閲覧等を認めることが考えられる。

イ ところで、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律を設けるものとする。

このうち(1)・(2)については、非訟事件手続においても、利害関係人の閲覧等について同様とすることが考えられるが、(3)については、裁判所の許可を要することとの関係を検討する必要がある。

2 個別の規律がある事件（借地非訟事件等）

個別法において非訟事件手続法とは異なる閲覧等に関する規律が設けられているものがある。

例えば、借地非訟においては、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許

可を得ることなく、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるとする規律が設けられている（借地借家法第46条第1項）。

このような事件についても、非訟事件手続一般と区別することなく、最高裁判所規則で定めるところにより閲覧等を可能とし、裁判所の端末や、インターネットを利用して自宅等の端末から閲覧等を認めることが考えられる。

ただし、借地非訟では、非訟事件手続一般と異なり、前記のとおり、裁判所の許可を得ることなく閲覧等が可能であるので、そのことを踏まえて、具体的な閲覧等の方法を検討する必要がある。

7 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達（本文(1)）

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、送達の対象が電磁的記録である場合には、①その記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を送達することに加え、②受送達者がシステム送達を受ける旨の届出（メールアドレス等の連絡先の届出を含む。）をした場合には、裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録を受送達者において閲覧及び保存（ダウンロード）を可能とする措置をした上で、その連絡先に宛ててその旨を通知する方法により送達を可能とするものとしている。

上記②の方法による送達の効力は、受送達者において、イ）当該電磁的記録を閲覧した時、ロ）保存（ダウンロード）した時、又は、ハ）通知から一定の期間を経過した時に生じる。

非訟事件の手続においても、基本的には、上記の仕組みと同様とすることが考えられる。

2 公示送達（本文(2)）

公示送達については、インターネットを利用した方法によることとしている民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱と同様の規律とすることが考えられる。

8 証人尋問

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、例えば、電磁的記録の証拠調べにおいては、その記録を裁判所のファイルにアップロードする方法をとることを認めているが、非訟事件手続においても、記録を電子化し、ファイルを整備するのであれば、この方法をとることも可能となる。

なお、現行非訟事件手続法では、職権探知主義と相反する民事訴訟法の規定は準用していないが、このことは、今後も維持する必要があると考えられる。

9 個別の非訟事件（公示催告事件等）

公示催告事件についての公告に係る裁判所の掲示場等への掲示に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとらなければならないこととすることについて、どのように考えるか。

(説明)

現行法において、公示催告についての公告は、公示催告の内容を裁判所の掲示場に掲示し、かつ、官報に掲載する方法によってすることとされている（非訟事件手続法第102条第1項）。また、裁判所は、相当と認めるときは、申立人に対し、これらに加えて、公示催告の内容を日刊新聞紙に掲載して公告すべきことを命ずることができることとされている（同条第2項）。

民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱では、公示送達は、裁判所の掲示場への掲示又は裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにすることに加え、インターネットにより不特定多数の者に対して公示する措置をとることとしている。

そこで、公示催告事件の公告について、現行法の方法に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法をとらなければならないこととすることが考えられる。